2　参加資格、選定基準及び評価基準
⑴　事業提案書の提出者に要求される資格　次に掲げる条件を全て満たしていること。なおグループの場合は、グループの少なくとも１社が条件を満たしていること。
①　ＥＳＣＯ提案募集要項の内容を充分に遂行できると認められる者であること。
②　不正又は不誠実な行為がないこと。
③　各種対策により対象施設のエネルギー削減量を提案できる者であり、削減量が達成できない場合には、保証措置を講じることができる者であること。
④　省エネルギー改修後のエネルギー削減量及び削減金額を計測・検証することができる者であること。
⑤　事業役割を担う応募者は、経営等の状況が良好であること。また、本事業における総事業費を十分に担保できると確認がとれるもの。
※事業役割　本学との対応窓口となり、契約等諸手続きを行い、事業遂行の責を負うもの。また、全ての書類の授受において、大学との相手方となるもの。
⑥　事業役割を担う応募者は、ＥＳＣＯ事業の実績（提案を除く）があること。
⑦　設計役割を担う応募者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第３条第２項に規定する建築物の大規模な修繕若しくは模様替に該当しない建築物の改修に係る設計・監理業務を行う者であるため、一級建築士、建築設備士、技術士（建設、電気・電子、機械又は衛生工学）若しくはエネルギー管理士のいずれかの資格者又はこれらに類する資格者が所属する者であること。
※設計役割　設計に関する業務・監理に関する業務を全て実施するもの。
⑧　建設役割を担う応募者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項の規定により、提案内容に該当する種類の建設工事に係る特定建設業の許可又はこれに類する許可を受けた者であること。なお建設役割を担う事業者は工事を適切に施工するため、該当する工事の種類ごとに監理技術者資格者証の交付を受けた者を選任すること。
※建設役割　建設に関する業務を全て実施するもの。
⑨　建設役割を担う応募者は、文部科学省における管工事に係るＡ等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。
⑵　事業提案書の提出を求める者を選定するための基準
①　事業提案書の提出者の能力　⑴の事業提案書の提出者に要求される資格を満たしていること。
⑶　事業提案書を特定するための評価基準
①　企業概要、技術面、事業管理面、財務状況及び事業実績
②　提案内容の実行能力　環境的評価、財政的評価、技術的評価
③　課題についての提案
１）省エネルギー・二酸化炭素排出量削減対策への方策について
２）事業費と契約期間中の利益総額について
３）病院としての特質を踏まえた、リスクに対する配慮について
3　手続等
⑴　担当部局　〒565―0871 大阪府吹田市山田丘１番１号　国立大学法人大阪大学施設部企画課施設経理係　電話06―6879―7116
⑵　説明書の交付期間及び場所　平成24年６月25日から平成24年７月５日まで、上記⑴に同じ。
⑶　参加表明書の提出期限、場所及び方法　平成24年７月11日17時00分まで、上記⑴に持参又は郵送すること。
⑷　事業提案書の提出期限、場所及び方法　平成24年９月14日17時00分まで、上記⑴に持参又は郵送すること。
4　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　参加表明書及び事業提案書の作成及び提出に要する費用は、参加表明者及び提案者の負担とする。
⑶　契約保証金　納付
ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金は免除する。
⑷　虚偽の内容が記載されている参加表明書又は事業提案書は、無効とする。
⑸　手続における交渉の有無　無
⑹　契約書作成の要否　要
⑺　本業務に直接関連する他の業務の契約を本業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑻　事業提案書のヒアリングを実施する。
⑼　関連情報を入手するための照会窓口　上記３⑴に同じ。
⑽　上記２⑴に掲げる資格を満たしていない者も上記３⑶により参加表明書を提出することができるが、上記３⑷の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。
⑾　詳細は提案募集要項による。
5　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 41, 42
⑵　Subject matter of the contract : ESCO (Energy Service Companies) project for Osaka University Hospital Buildings
⑶　Time-limit to express interests : 5 : 00 P.M. 11 July 2012
⑷　Time-limit for the submission of proposals : 5 : 00 P.M. 14 September 2012
⑸　Contract point for documentation relating to the proposal : Facilities Planning Division, Osaka University, 1―1 Yamadaoka Suita-shi, Osaka, Japan 565―0871, TEL 06―6879―7116

資　格

競争参加者の資格に関する公示

関東管区警察学校本館・教場棟外⑿設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成24年６月25日

関東地方整備局長　下保　　修

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

1　業務概要
⑴　業務名　関東管区警察学校本館・教場棟外⑿設計業務
⑵　業務内容
・建築分野に関する設計業務
・構造分野に関する設計業務
・電気設備分野に関する設計業務
・機械設備分野に関する設計業務
⑶　履行期限　平成25年12月20日
2　申請の時期
平成24年６月25日から平成24年７月５日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
なお、平成24年７月６日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、平成24年６月25日から関東地方整備局総務部契約課（埼玉県さいたま市中央区新都心２―１さいたま新都心合同庁舎２号館17階）において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に関東管区警察学校本館・教場棟外⑿設計業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
4　設計共同体としての資格及びその審査
次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年３月30日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成24年３月30日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
③　関東地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。
④　平成24年３月30日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。